

年金相談 Q&A



老齢厚生年金の繰下げ加算について教えて！

Q 現在、65歳前から支給される特別支給の老齢厚生年金を受給していますが、働いており、年金の一部は在職による支給停止^{※1}となっています。65歳以降も仕事を続けるため、65歳からの年金を請求せずに、66歳で退職後に老齢厚生年金の繰下げ受給を考えています。

繰り下げた期間に応じて年金に加算があると聞きましたが、繰下げ加算の仕組みについて教えてください。

※1 在職による年金の支給停止については、6ページをご覧ください。

A 老齢厚生年金の繰下げとは、65歳に達したときに老齢厚生年金の請求をせず、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月から繰り下げた月数に応じて増額した年金を受けることができる制度です。

繰下げ申出は66歳の誕生日以降70歳（令和4年4月からは、昭和27年4月2日以後に生まれた方は原則75歳）に達するまで、1カ月単位で行うことができます。

この年金の増額部分を繰下げ加算額といいます。繰下げ加算額の計算方法は、65歳で請求した場合の老齢厚生年金の額を基準額として、繰り下げた月数1カ月当たり0.7%（1年当たり8.4%）の増額率を乗じたものです。図1

ご質問の方のように、65歳以降も、公務員・会社員等として在職される場合は、老齢厚生年金の額から在職により支給停止されるべき額を引いた額を基準額として、基準額に増額率を乗じたものが繰下げ加算額となります。図2

なお、65歳から繰下げ申出をするまでの待機中は、年金の支給はありません。また、加給年金額は繰下げ待機中には受給することはできず、繰下げ加算額の基準額にも含まれません。

66歳で老齢厚生年金の繰下げ申出をした場合の年金額のイメージ

図1 65歳以降公務員・会社員等として在職しない場合

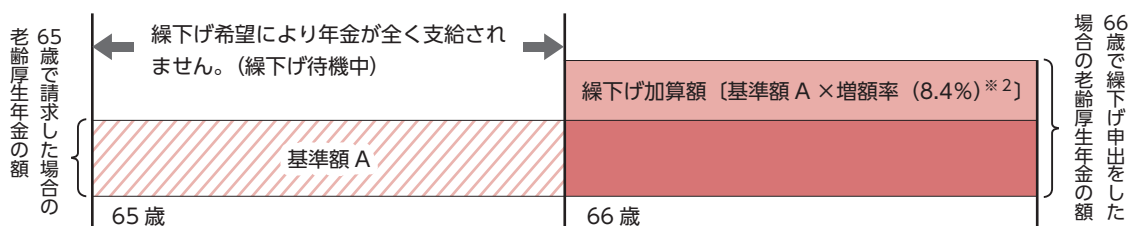
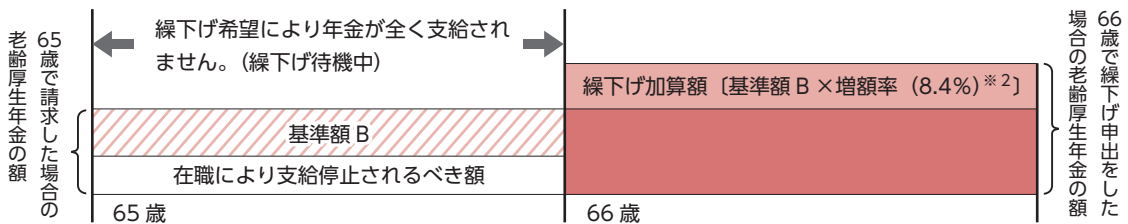


図2 65歳から66歳まで公務員・会社員等として在職する場合



※2 1カ月当たり0.7%×12月

注：繰下げ制度の概要や、申出する上で注意していただきたい点については、当共済組合のホームページまたは65歳前にお送りする「年金請求書（老齢厚生年金）の提出について」をご覧ください。

